報告第３４号

専決処分の報告について《公用自動車事故（大宮町口大野 R8.2.26）に係る損害賠償額の決定（物損)》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月１７日提出

京丹後市長　中　山　　泰

専決第３０号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年９月９日

京丹後市長　中　山　　泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町口大野地内において発生した事故により、相手方に損害を与えたので、物件損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　事故の概要

令和８年２月２６日、農林水産部職員が公用車を運転し、駐車場から公道へ出る際、走行してきた自転車に接触し、人身及び車両に損害を与えたもの。

２　損害賠償の額　　１３，５２０円

３　損害賠償の相手方　　京丹後市大宮町在住　　個人